

農 地 中 間 管 理 事 業 運 営 委 員

就任期間:平成 28 年 7 月 15 日～平成 30 年 7 月 14 日

NO	氏 名	住 所	略 歴
1	すぎた かずのぶ 杉田 和陳	市原市高滝 4 7 1 - 1	農業士
2	やまざき なおゆき 山崎 直之	柏市布瀬 1 4 7 0	指導農業士
3	はせがわ くにひこ 長谷川 邦彦	印旛郡栄町四箇 6 7	指導農業士
4	たかはし かつえ 高橋 克江	香取市大倉 4 6 0 1 - 9	指導農業士
5	ふるはし ゆきお 古橋 志雄	旭市米込 1 4 4 8	指導農業士
6	たかはし まさひろ 高橋 正浩	山武市矢部 3 5 0	指導農業士
7	おおたわ ひでかず 大多和 秀一	長生郡白子町関 2 9 3 9	指導農業士
8	やざわ きくお 矢澤 喜久雄	いすみ市神置 1 3 0 5	農事組合法人代表理事
9	かんさく けんじ 神作 憲二	南房総市本織 1 3 6	土地改良区理事長
1 0	さわべ はるゆき 澤邊 治之	富津市笹毛 2 2 0	指導農業士

NO	氏 名	所属・職名	備 考
1 1	なかの ゆうさぶろう 中野 裕三郎	公益社団法人 千葉県園芸協会 専務理事	

農地中間管理事業運営委員（関連分野）

就任期間：平成 29 年 6 月 9 日～平成 31 年 6 月 8 日

NO	氏名	所属・職名	関連分野
1	やまもと 山本 たいぞう 泰三	一般社団法人 千葉県農業会議 事務局長	農業委員会
2	すずき 鈴木 たいさく 大作	千葉県土地改良事業団体連合会 副会長・常務理事	土地改良区
3	まつおか 松岡 まさき 壮樹	株式会社千葉銀行 法人営業部 成長ビジネスサポート室 副調査役	金融機関

農地中間管理事業運営委員会設置運営規則

(目的)

第1条 この規則は、農地中間管理事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）の設置及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の選任)

第2条 運営委員会の委員（以下「委員」という。）は、農地中間管理事業に関し、客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、農地中間管理機構の代表者（以下「理事長」という。）が任命するものとする。

- 2 委員の定数は、17名以内とする。
- 3 委員の内、当協会理事2名以内を選定する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は選任後2年間とし、再任を妨げないものとする。

- 2 委員の交代により選任された後任の委員の任期は、前任者の任期満了の時までとする。

(委員長の選任及び役割)

第4条 運営委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によるものとする。
- 3 委員長は、運営委員会を代表し、会議の議長を務めるものとする。

(運営委員会の開催)

第5条 運営委員会は、毎年2回以上開催するものとする。

- 2 運営委員会は、理事長が招集するものとする。
- 3 運営委員会は、運営委員の過半数の出席をもって成立するものとする。
- 4 理事長は、運営委員会に農地中間管理事業の実施状況を報告し、委員の意見を求めるものとする。

(委員の報酬等)

第6条 委員の報酬等については、別途定めるものとする。

(議事録)

第7条 運営委員会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成するものとする。

- 2 委員長は、議事録に記名押印するものとする。
- 3 理事長は、欠席した委員に対して、資料及び議事録の写しを配布し、議事の経過及びその結果を報告するものとする。

(理事長への報告)

第8条 理事長は、運営委員会において出された意見を理事会に報告するものとする。

(運営委員会の意見の公表)

第9条 理事長は、運営委員会から出された意見を公表するものとする。

附 則

この規則は、平成28年3月25日から施行する。

この規則は、平成29年5月19日から一部改正する。

(公社)千葉県園芸協会の農地中間管理事業運営委員会設置運営規則第6条に規定する運営委員の報酬等については、次のとおりとする。

運営委員会の出席1回当たりの報酬等

報酬	13,000円
旅費	費用弁償